

下記の業務について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和元年5月17日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 入札執行者

静岡県工業技術研究所沼津工業技術支援センター長 大川 勝正

2 担当部局

〒410-0022 静岡県沼津市大岡3981-1

静岡県工業技術研究所沼津工業技術支援センター

電話番号 055-925-1100

3 競争入札に付する事項

(1) 入札番号

第7号

(2) 業務名

令和元年度 緑化環境整備管理業務

(3) 業務場所

静岡県沼津市大岡3981-1 及び静岡県沼津市岡一色字子ノ神725-1

(4) 業務概要

静岡県工業技術研究所沼津工業技術支援センター及び沼津インキュベートセンターの緑化環境整備管理業務

(5) 業務期間

令和元年6月3日から令和2年3月31日まで

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 静岡県における建設工事入札参加資格

静岡県における建設工事入札参加資格（業種：造園工事）を有している者

(2) 本社又は営業所等の所在地

ア 本社が静岡県内にあること。

イ 沼津市、三島市、清水町又は長泉町に本社又は営業所等を有していること。

(3) その他の条件

ア 建設工事入札参加資格者名簿に登録された1級技術者数又は2級技術者数が1名以上であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

ウ 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限の日から落札決定までの期間に、静岡県の入札参加停止を受けていないこと。

エ 次の(イ)から(キ)までのいずれにも該当しないこと。

(イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）」

第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

- (イ) 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
- (ウ) 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
- (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- (オ) 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- (カ) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (キ) 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

5 入札説明書等の配布期間、配布場所、配布方法

(1) 配布期間

令和元年5月17日（金）から令和元年5月23日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

(2) 配布場所

上記2に同じ

(3) 配布方法

無料で直接配布する。

6 入札参加資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、次により申請書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

(1) 提出期間

令和元年5月17日（金）から令和元年5月24日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

(2) 提出書類

郵送又は電送によるものは受け付けない。

ア 入札参加資格確認申請書

イ 建設工事入札参加資格審査結果通知書の写し

(3) 提出場所

上記2に同じ

(4) 入札参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、令和元年5月27日（月）までに通知する。

(5) その他

ア 申請書及び資料の作成及び申込に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 入札執行者は、提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出期限後における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

エ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

オ 提出された申請書及び資料は、公表しない。

カ 申請書及び資料に用いる言語は日本語とする。

7 現場説明会

現場説明会は行わない。

8 入札執行の日時、場所等

(1) 入札執行日時

令和元年 5月29日（水）午前10時00分

(2) 入札の場所

沼津市大岡3981-1 静岡県工業技術研究所沼津工業技術支援センター 本館 1階会議室

(3) その他

ア 電送及び郵送による入札は認めない。

イ 代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出しなければならない。

ウ 入札執行に当たっては、入札参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを入札執行場所へ持参し、提出すること。

エ 落札決定に当たっては、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。入札者は、入札書に記載された金額に対する落札価格の取扱いを入札説明書により確認のうえ、入札金額を算出すること。

オ 入札執行回数は、2回を限度とする。

9 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は免除する。

10 契約書の作成

契約の締結に当たっては、契約書を作成しなければならない。

11 その他

(1) 入札参加者は、入札心得及び契約書案を熟読し、入札心得を遵守すること。

(2) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) その他詳細不明の点については、静岡県工業技術研究所沼津工業技術支援センター（電話番号 055-925-1100）に照会すること。